

■ 『コンパクト財政学 第2版』(第2刷)正誤表

頁	場所	誤	正
25	表 1-4 の「過年度収入と過年度支出」説明部分	会計年度が終わる 3 月末を過ぎても、4 月末（特別な場合は 5 月末）までは出納整理期間として、過年度の歳入と歳出の処理が可能である。	過年度に属すべき収入を現年度収入に組み入れることができ、また、過年度に属すべき経費を現年度予算から支出することができる。
25	表 1-4 の「国庫債務負担行為」説明部分	実際の支出は翌会計年度になるが、	実際の支出は翌会計年度以降になるが、
28	12 行目	予算国会	通常国会
28	17 行目	衆議院優先の規定	衆議院優越の規定
28	17 行目	衆議院の可決が議決	衆議院の議決が国会の議決
29	図 1-14 上側	政府案を提出（内閣→予算国会）	政府案を提出（内閣→通常国会）
77	図 3-9 上側	法制的帰着の企業の内訳	内訳に「固定資産税」を追加
94	12 行目	基礎・配偶・扶養	基礎・配偶者・扶養
94	13 行目	医療控除	医療費控除
94	13～14 行目	給与所得控除と所得控除の合計が課税最低限となる。	所得税が課せられる最低金額の給与収入を課税最低限という。
94	17 行目	配偶控除 38	配偶者控除 38
95	図 4-4 上側	医療控除など	医療費控除など
95	図 4-4 上側	課税最低限	「課税最低限」を削除
106	7 行目	精算	清算
106	8 行目	市町村へ交付される。	当該都道府県の市町村へ交付される。
110	10～11 行目	企業所得に対して課税する法人税は、株主にとって配当所得税の前取りという意味をもつ。	企業所得に対する課税は、株主にとって配当所得に対する課税の前取りという意味をもつ。
110	12～13 行目	そこにさらに配当所得税が課税されるなら、二重課税となる。	さらに配当所得に対して課税されるなら、二重課税となる。
110	最終行	株の売却益には、譲渡所得税が課税される。	株の売却益は、譲渡所得として課税される。
111	図 4-12	配当所得税	配当所得に対する課税
111	図 4-12	譲渡所得税	譲渡所得に対する課税

124	12～13 行目	一般会計や特別会計において予算が余った剰余金	一般会計において決算で生じた剰余金
124	18 行目	民営化した NTT や JT などの	民営化した会社の
125	図 5-3	NTT 株式や JT 株式等	「NTT 株式や JT 株式等」を削除
146	下から 4 行目	法非適用企業と法適用企業	地方公営企業法の非適用企業と適用企業
147	図 6-2	公営企業会計の説明部分	「法非適用企業」→「地方公営企業法の非適用企業」に、また内訳の「電気」を削除 「法適用企業」→「地方公営企業法の適用企業」に